

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第6条 病院に、中央診療センターを置く。</p> <p>2 中央診療センターは、第6項に定める部、室及びセンターを総括する。</p> <p>3 中央診療センターに、センター長を置く。</p> <p>4 センター長は、病院長が指名する副病院長をもつて充てる。</p> <p>5 センター長は、中央診療センターの業務をつかさどる。</p> <p>6 中央診療センターに、次の部、室及びセンターを置く。</p> <p>検査部 手術部 放射線部 救急部 リハビリテーション部 デイ・ケア診療部 医療器材部 輸血細胞治療部 周産母子診療部 人工腎臓部 病理部 疾患栄養治療部 集中治療部 内視鏡部 臓器移植医療部 遺伝子診療部 心臓血管疾患集中治療部 女性のこころとからだの相談室 新生児集中治療部 脳卒中診療部 臨床心理室 母体胎児集中治療部 地域ネットワーク医療部 がんセンター リウマチセンター もやもや病支援センター 高度生殖医療センター 頭蓋底腫瘍センター</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、中央診療センターに関し必要な事項は、病院長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第6条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6 中央診療センターに、次の部、室及びセンターを置く。</p> <p>検査部 手術部 放射線部 救急部 リハビリテーション部 デイ・ケア診療部 医療器材部 輸血細胞治療部 周産母子診療部 人工腎臓部 病理部 疾患栄養治療部 集中治療部 内視鏡部 臓器移植医療部 遺伝子診療部 心臓血管疾患集中治療部 女性のこころとからだの相談室 新生児集中治療部 脳卒中診療部 臨床心理室 母体胎児集中治療部 地域ネットワーク医療部 がんセンター リウマチセンター もやもや病支援センター 高度生殖医療センター <u>てんかん診療支援センター</u></p> <p>7 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成30年11月1日から施行する。</p>